

はじめに

全国的に少子化が進む中、北茨城市の児童生徒数は長期間にわたり減少を続け、多くの学校で小規模化が進み、今後もこの傾向が継続することが見込まれています。

小規模化が進む小・中学校では、教員と児童生徒との交流が深まり、一人一人に目が届きやすい反面、学習活動の低下や学校運営の非効率化など、教育上の様々な課題が指摘されているため、児童生徒が健全に成長するために望ましい教育環境について検討することが必要です。

このようなことから、本検討委員会は、より充実した学校教育の実現を図ることを目指し、市立小・中学校の再編計画の策定に関することについて検討するため、平成 21 年 7 月に設置されました。

検討にあたっては、平成 21 年 1 月に北茨城市立小・中学校適正規模等検討委員会から教育委員会に答申された「北茨城市立小・中学校の適正規模及び適正配置について一答申」の他、本市小・中学校の現状や課題、児童生徒数の推計などを踏まえ、平成 21 年 7 月から慎重に議論を重ねてまいりました。

ここに、その結果を「北茨城市小・中学校再編計画に関する提言書」としてまとめましたので、教育委員会へ提言するものです。

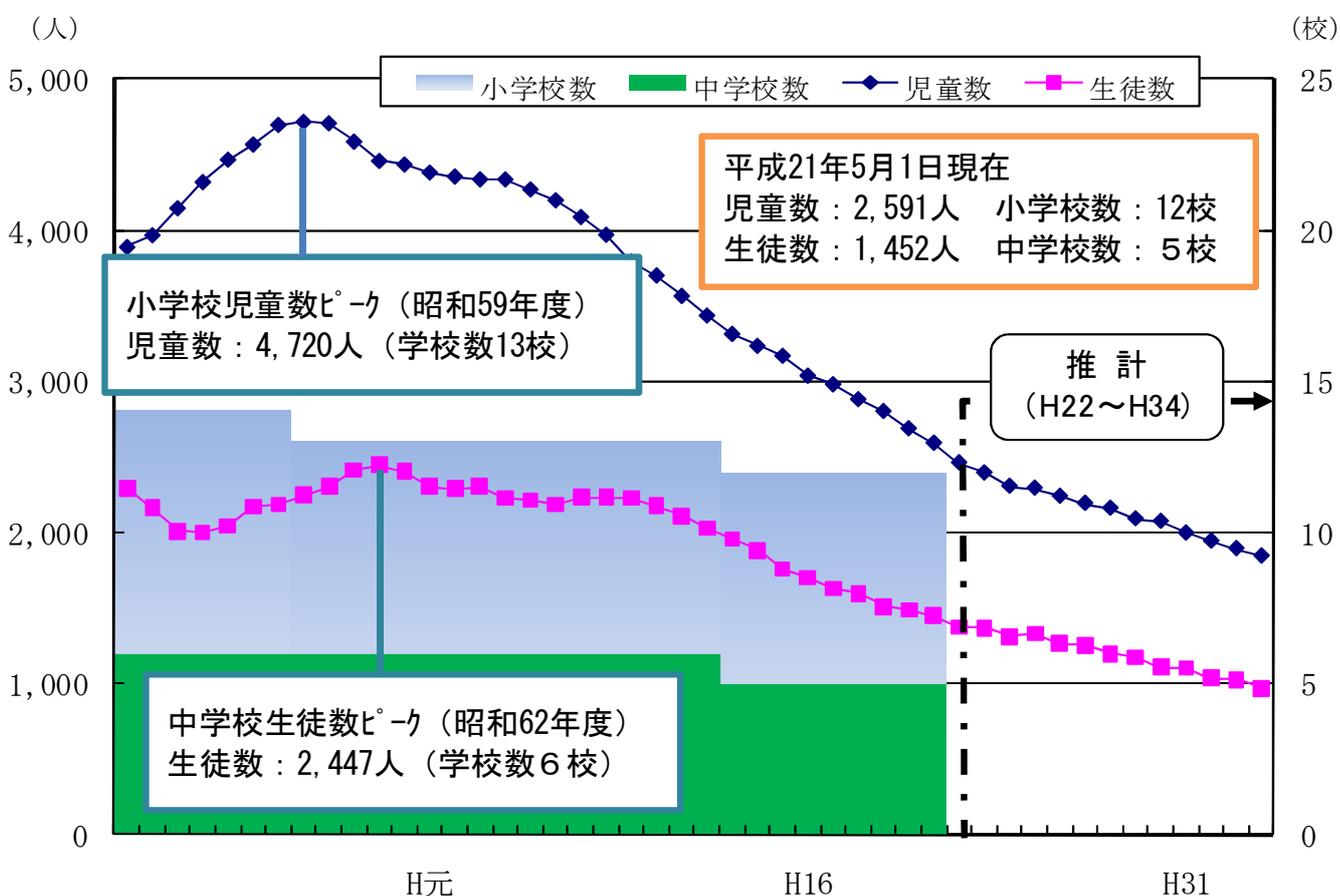
I 小・中学校の現状と課題

1 小・中学校数及び児童生徒数の推移と見通し

平成 21 年度における本市の児童生徒数は、小学校では近年のピーク時である昭和 59(1984)年度の 54.8%である 2,591 人、中学校については昭和 62(1987)年度の 59.3%に相当する 1,452 人まで減少し、今後もこの傾向が続くことが予想されています。

一方、学校数については、水沼小学校・中学校の廃校以降、小学校 12 校、中学校 5 校の状態推移してきました。

●小・中学校数及び児童生徒数の推移と見通し



■ 出典 学校基本調査 学校教育課資料

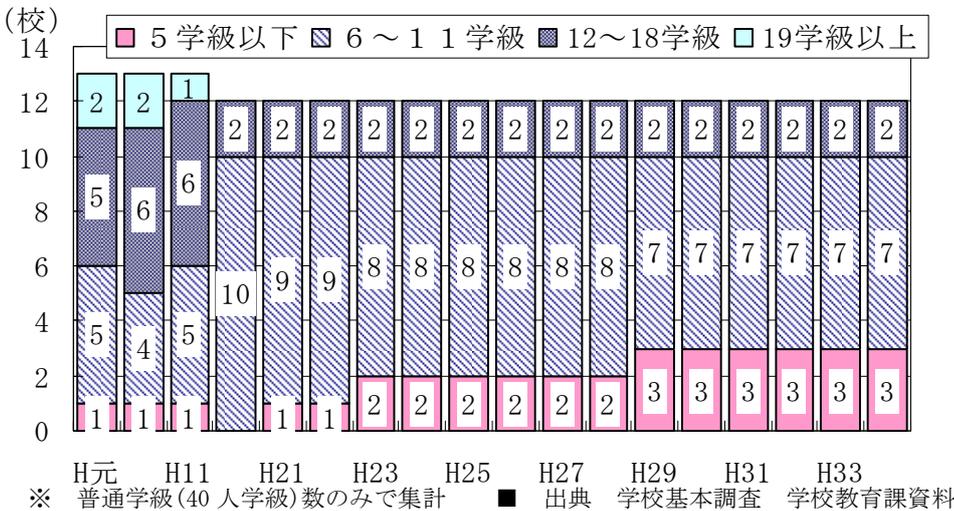
2 学級数からみた学校規模

児童生徒数の減少に伴い学級数の減少が進み、学校の小規模化が進むことが予想されています。

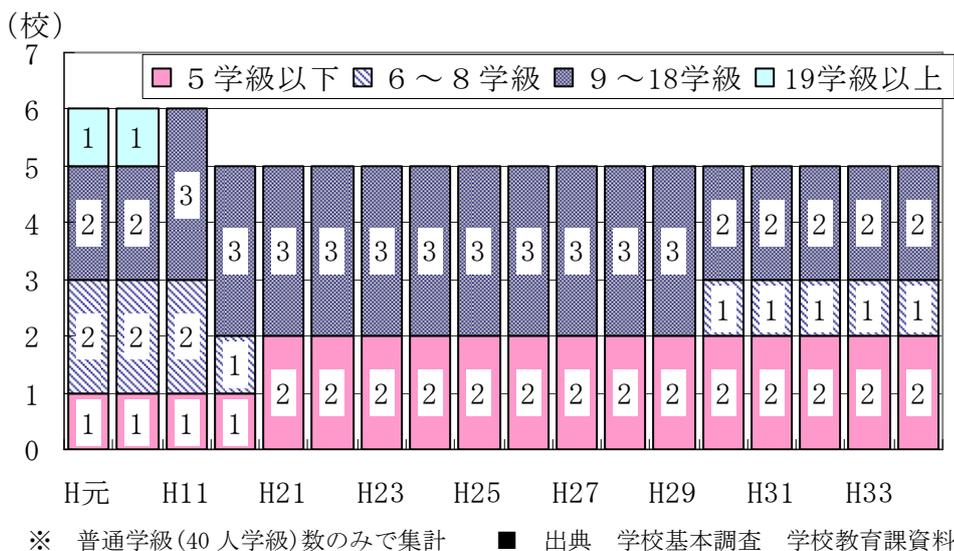
小学校では、全ての学年でクラス替えができる1学年2学級以上の学級数を有する学校は、現状から平成34(2022年)年度に至るまで2校の状態が継続しますが、複式学級を有する学校が現状の1校(富士ヶ丘小)から3校(石岡小、華川小、富士ヶ丘小)に増える見込みです。

一方、中学校では、1学年3学級以上の学校が、平成30(2022年)年度には、現状の3校から2校に減少する見込みです。

●小学校の学級数の推移と見通し



●中学校の学級数の推移と見通し



3 小・中学校の施設

新耐震基準施行(昭和56年)以前に建設された施設は、17棟(校舎10棟、体育館7棟)であり、小学校6校、中学校5校が対象となります。

これらの対象施設については、基礎的な1次診断(優先度調査)を終了し、現在、その結果に基づき、耐震補強の必要性の有無を把握する2次診断を進めるとともに、関南小屋内運動場などの耐震補強工事を進めています。

学校施設は、児童生徒が日中の大半の時間を過ごす場所であるとともに、災害時の緊急避難場所としての役割を果たすことを踏まえると、今後、計画的に施設の耐震補強等を進める必要があります。

●小学校施設の概要

学校名	総面積 (㎡)	運動場 敷地	校舎・屋内運動場					耐震 基準
			棟名称	構造	面積 (㎡)	階数	建築 年月	
中 一 小	26,176	15,812	校舎A	RC	3,018	3	S56. 3	旧
			校舎B	RC	1,120	3	S57. 3	新
			校舎C	RC	1,007	3	S57. 3	新
			体育館	S	757	2	S57. 3	新
中 二 小	28,597	13,225	校舎	RC	3,198	3	S59. 3	新
			体育館	S	687	2	S59. 3	新
石 岡 小	12,528	5,598	校舎	RC	2,304	3	S63. 3	新
			体育館	S	703	2	S60. 3	新
精 華 小	20,482	10,232	校舎	RC	5,374	3	H 3. 2	新
			体育館	S	1,229	1	H11. 3	新
明 徳 小	16,096	7,008	校舎	RC	4,228	3	H16. 11	新
			体育館	S	982	1	H18. 3	新
中 妻 小	11,268	6,141	校舎	RC	3,420	4	H 1. 4	新
			体育館	S	559	2	S55. 3	旧
華 川 小	12,158	6,709	校舎	RC	1,931	3	S63. 8	新
			体育館	S	554	2	S50. 2	旧
関 南 小	11,084	5,412	校舎A	RC	1,938	3	S40. 3 S41. 3	旧
			校舎B	RC	601	3	S62. 1	新
			体育館	S	681	2	S56. 3	旧
大 津 小	28,395	13,990	校舎	RC	4,425	3	H 2. 3	新
			体育館	S	931	1	H 2. 3	新
平 潟 小	20,791	6,728	校舎	RC	3,100	3	H 8. 11	新
			体育館	S	975	1	H 9. 12	新
関 一 小	11,277	5,670	校舎	RC	1,848	3	S61. 3	新
			体育館	S	513	2	S51. 3	旧
富 士ヶ 丘 小	13,105	7,863	校舎	RC	1,848	3	S55. 3	旧
			体育館	S	699	2	S58. 3	新

※1 構造略記号 (RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造)

※2 XXXXXXXXXX:旧耐震基準建築施設

●中学校施設の概要

学 校 名	総面積 (㎡)	運動場 敷 地	校舎・屋内運動場					
			棟名称	構造	面積 (㎡)	階数	建築 年月	耐震 基準
中 郷 中	33,577	16,526	校舎A	RC	2,392	3	S53.12	旧
			校舎B	RC	2,635	3	S60.3	新
			校舎C	RC	299	1	S60.3	新
			体育館	W	1,020	1	H 5.3	新
磯 原 中	20,149	13,253	校舎A	RC	1,684	3	S37.3 S43.2 S45.1	旧
			校舎B	RC	638	2	S45.1	旧
			校舎C	RC	1,552	3	S62.3	新
			校舎D	RC	613	3	S62.3	新
			体育館	S	969	2	S46.2	旧
華 川 中	15,985	13,241	校舎A	RC	1,691	3	S53.12	旧
			校舎B	RC	376	2	S63.3	新
			校舎B	S	199	2	H 8.3	新
			体育館	S	806	2	S47.3	旧
常 北 中	26,590	14,888	校舎A	RC	704	3	S36.7	旧
			校舎B	RC	2,853	3	S55.3	旧
			校舎C	RC	1,253	2	S61.3	新
			体育館	S	999	1	H 4.5	新
関 本 中	21,000	12,959	校舎A	RC	1,154	3	S36.7 S41.12	旧
			校舎B	RC	988	3	S58.3	新
			体育館	S	795	2	S45.3	旧

※1 構造略記号 (RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造 W:木造)

※2 :旧耐震基準建築施設

II 適正規模及び適正配置の基本的な考え方

1 小・中学校の適正化の必要性

本市では、現段階において複式学級を編成する学校が生じるなど、学校の小規模化が進行し、この傾向は今後も継続していくものと考えられます。

学校の規模については、学校教育が学習指導だけではなく、社会に適応する人格形成の場であることや、中学校における多様な部活動や教科担任を確保する面からも、出来るだけ一定の規模を持った教育環境を確保することが望まれます。

適正な学校規模を確保し、学校教育や学校運営を効果的に行うためには、現在の小・中学校の配置を見直すことが必要になるため、保護者や地域の皆さんの理解と協力を得ることや学校施設の老朽化に配慮しつつ、より良い教育環境づくりを進めることが求められます。

●学校規模の法的基準

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	学校統廃合の場合の許容範囲	大規模	過大規模
通常学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31以上

■ 出典 昭和59年 文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」資料

●小規模校のメリット、デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の特性を把握し、きめ細やかな学習指導や生活指導ができる ・教師と児童生徒の親密な人間関係を構築することができる ・一人一人が主体となった学習が可能となり、学習内容の定着度が高くなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・切磋琢磨、競い合いが少なく、集団生活になじみにくい ・話し合いや共同作業などの活動で、学習内容の深まりや広がりが困難になる。 ・役割分担が固定しがちで、新たな意見や挑戦が困難になりやすい ・児童生徒間で人間関係や評価が固定しやすい ・対人関係で問題が生じた場合、その解消が困難となる ・部活動や生徒会活動などに制限が加わる ・教員定数上、教科教員の不足が生じ、中学校では専門教育が十分に行えなくなる

■ 出典 北茨城市小・中学校の適正規模及び適正配置について 一答申一

●保護者及び一般市民が考える望ましい学校規模について

調査対象者	小学校1学年の学級数			小学校1学級の児童数			中学校1学年の学級数			中学校1学級の生徒数		
	2学級	3学級	その他	30人程度	20人程度	その他	3学級	4学級	その他	30人程度	20人程度	その他
小6保護者	44.2%	41.5%	14.3%	53.5%	37.9%	8.6%	45.6%	31.3%	23.1%	66.4%	20.0%	13.6%
中3保護者	31.9%	51.1%	17.0%	58.0%	34.1%	7.9%	43.6%	40.8%	15.6%	67.6%	24.0%	8.4%
市 民	37.9%	49.8%	12.3%	65.5%	22.9%	11.6%	50.2%	29.3%	20.5%	71.1%	15.1%	13.8%

■ 出典 北茨城市立小・中学校の適正規模等アンケート結果

●児童生徒数の減少に伴う学校の配置について

調査対象者	児童・生徒が極端に少なくなっても、現在の学校数を維持する	通学区域の弾力的運用を進めて、現在の学校数を維持する	標準規模を満たさなくなった学校から、順次学校の適正配置を検討する	全市的に学校の適正配置を検討する
小6保護者	19.7%	25.4%	17.0%	25.4%
中3保護者	20.4%	29.3%	11.8%	28.3%
市 民	15.8%	27.3%	15.0%	30.8%

■ 出典 北茨城市立小・中学校の適正規模等アンケート結果

2 小・中学校の適正規模・適正配置基準

本計画では、平成21年1月に示された「北茨城市立小・中学校の適正規模及び適正配置について－答申－」を尊重し、次のとおり適正規模・適正配置を定義します。

(1) 適正規模

区 分	学 級 数
小 学 校	1学年2学級以上（学校規模12学級以上）
中 学 校	1学年3学級以上（学校規模9学級以上）

(2) 適正配置

区 分	現在の学校数	適正配置後の学校数	備 考
小学校数	1 2 校	6 校～9 校程度	様々な面で学校と地域社会が密接に関係しており、地域性に配慮することなどが必要
中学校数	5 校	3 校～4 校程度	総合的な人間関係を育成するための集団活動などが必要となるため、より良い教育環境を構築するためには、適正規模による適正配置が望まれる

3 適正化を進めるにあたっての留意事項

(1) 適正規模

- 適正規模については、学校教育を良好に進めるための基本的な条件であることから、「望ましい学校規模」として捉える必要があります。

(2) 適正配置

- 適正規模を確保するにあたっては、児童生徒の教育環境や社会性、良好な人間関係を築くための生活集団が確保されることから、地域の実情を勘案しながら、統合を検討すべきです。
- 様々な面で地域社会と密接に結びついて設定されてきた通学区域の見直しにあたっては、地域社会との関係にも留意すべきです。

(3) 小規模校の課題解消

- 小規模校については、複数の学校の統合や通学区域の変更などにより、小規模校の課題の解消を図ることとし、特に複式学級の解消を積極的に図ることが望まれます。

Ⅲ 小・中学校再編の方向

1 適正規模・適正配置の検討対象校

検討の対象となる小・中学校は、将来的に市の適正規模とされる学級数（小学校：12 学級／中学校：9 学級）を確保することが見込めない小学校 10 校、中学校 3 校とすることが望ましいと考えられます。

●検討の対象となる小学校

学 級 数		学 校 名 ※ () 内は児童数
検 討 対 象 校	複 式	3 富士ヶ丘小(27)
		4 石 岡 小(49) 華 川 小(43)
		6 中郷第二小(145) 明 徳 小(184) 中 妻 小(102) 関 南 小(130) 大 津 小(174) 平 潟 小(134) 関本第一小(67)
適 正 規 模 校	12	精 華 小(360)
	14	中郷第一小(419)

●検討の対象となる中学校

学 級 数		学 校 名 ※ () 内は生徒数
検 討 対 象 校	3	華 川 中 (85) 関 本 中(65)
	6	常 北 中(227)
適 正 規 模 校	9	中 郷 中(297) 磯 原 中(291)

2 小学校の再編

平成 34 年度の学級数の推計をみると、適正規模学級数に満たない学校は 10 校、うち複式学級を有する学校は 3 校（石岡小、華川小、富士ヶ丘小）となっています。

Ⅱで示された適正規模・適正配置の基準に加え、学校と地域コミュニティとの関わりなどの視点を盛り込みながら検討を進めた結果、小学校 12 校を 9 校へ再編することが望ましいと考えられます。

現在の小学校編成			
学校名		H21	H34
中郷第一小	児童数	504	419
	学級数	17	14
中郷第二小	児童数	218	145
	学級数	7	6
石岡小	児童数	80	49
	学級数	6	4
精華小	児童数	540	360
	学級数	18	12
明德小	児童数	221	184
	学級数	8	6
中妻小	児童数	157	102
	学級数	6	6
華川小	児童数	58	43
	学級数	6	4
関南小	児童数	186	130
	学級数	6	6
大津小	児童数	227	174
	学級数	8	6
平潟小	児童数	205	134
	学級数	7	6
関本第一小	児童数	121	67
	学級数	6	6
富士ヶ丘小	児童数	47	27
	学級数	5	3



小学校再編案			
学校名		再編後(H34)	
中郷第一小 ・ 石岡小	統合	児童数	468
	【学校位置】 現中郷第一小	学級数	14
中郷第二小	段階的統廃合 (経過観察)	児童数	145
		学級数	6
精華小	単独校	児童数	360
		学級数	12
明德小	段階的統廃合 (経過観察)	児童数	184
		学級数	6
中妻小 ・ 華川小	統合	児童数	145
	【学校位置】 現中妻小	学級数	6
関南小	段階的統廃合 (経過観察)	児童数	130
		学級数	6
大津小	段階的統廃合 (経過観察)	児童数	174
		学級数	6
平潟小	段階的統廃合 (経過観察)	児童数	134
		学級数	6
関本第一小 ・ 富士ヶ丘小	統合	児童数	94
	【学校位置】 現関本第一小	学級数	6

※段階的統廃合：将来、生徒数の減少に応じて統合を検討

(1) 中郷第一小・石岡小

平成34年度には、石岡小学校は児童数49人、4学級になると推計されるため、中郷第一小学校との統合を進める必要があります。

両校の統合により、児童数468人、14学級となる見込みであり、統合後は中郷第一小学校を新しい学校位置とすることが望まれます。

なお、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や保護者の意向等、それぞれの地域の実態を踏まえ、現石岡小学校区に在住する児童の保護者が就学校の変更を希望する場合は、その意向を尊重することが求められます。

●児童数・学級数

学 校 名		平成34年度 推計						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計
中一小	児童数	52	59	64	71	83	90	419
	学級数	2	2	2	2	3	3	14
石岡小	児童数	7	7	7	8	8	12	49
	学級数	1		1		1	1	4

●統合校

学 校 名		平成34年度 推計						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計
中 一 小 ・ 石 岡 小	児童数	59	66	71	79	91	102	468
	学級数	2	2	2	2	3	3	14

(2) 中妻小・華川小

平成34年度には、中妻小学校は児童数102人、6学級になると推計され、華川小学校は児童数43人、4学級になると推計されるため、中妻小学校と華川小学校の統合を進める必要があります。

両校の統合により、児童数145人、6学級となる見込みであり、統合後は中妻小学校を新しい学校位置とすることが望まれます。

●児童数・学級数

学 校 名		平成34年度 推計						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計
中妻小	児童数	16	16	17	17	18	18	102
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
華川小	児童数	6	6	6	6	9	10	43
	学級数	1		1		1	1	4

●統合校

学 校 名		平成34年度 推計						小計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
中 妻 小 ・ 華 川 小	児童数	22	22	23	23	27	28	145
	学級数	1	1	1	1	1	1	6

(3) 関本第一小・富士ヶ丘小

平成34年度には、関本第一小学校は児童数67人、6学級になると推計され、富士ヶ丘小学校は児童数27人、3学級になると推計されるため、関本第一小学校と富士ヶ丘小学校の統合を進める必要があります。

両校の統合により、児童数94人、6学級となる見込みであり、統合後は関本第一小学校を新しい学校位置とすることが望まれます。

●児童数・学級数

学 校 名		平成34年度 推計						小計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
関本第一小	児童数	10	11	11	11	12	12	67
	学級数	1	1	1	1	1	1	6
富士ヶ丘小	児童数	4	4	4	5	5	5	27
	学級数		1		1		1	3

●統合校

学 校 名		平成34年度 推計						小計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	
関本第一小・富士ヶ丘小	児童数	14	15	15	16	17	17	94
	学級数	1	1	1	1	1	1	6

3 中学校の再編

平成 34 年度の学級数の推計をみると、適正規模学級数に満たない学校は 3 校となっています。

Ⅱで示された適正規模・適正配置の基準に加え、学校施設の老朽化及び学校と地域コミュニティとの関わりなどの視点を盛り込みながら検討を進めた結果、中学校 5 校を 4 校へ再編することが望ましいと考えられます。

現在の中学校編成				中学校再編案			
学校名		H21	H34	学校名		再編後 (H34)	
中郷中	生徒数	436	297	中郷中	単独校	生徒数	297
	学級数	12	9			学級数	9
磯原中	生徒数	432	291	磯原中	統 合	生徒数	376
	学級数	12	9				
華川中	生徒数	129	85	華川中	【学校位置】 現両校舎以外への 新校設置を検討	学級数	12
	学級数	5	3				
常北中	生徒数	341	227	常北中	段階的統廃合 (経過観察)	生徒数	227
	学級数	9	6			学級数	6
関本中	生徒数	96	65	関本中	段階的統廃合 (経過観察)	生徒数	65
	学級数	4	3			学級数	3

※段階的統廃合：将来、生徒数の減少に応じて統合を検討

(1) 磯原中・華川中

平成34年度には、華川中学校は生徒数85人、3学級になると推計されるため、磯原中学校と華川中学校の統合を進め、適正規模学級数を確保することが必要です。

両校の統合により、生徒数376人、12学級となる見込みであり、統合後は、新たな場所への新設校の設置を検討することが望まれます。

●生徒数・学級数

学 校 名		平成34年度 推計			
		1年	2年	3年	小計
磯 原 中	生徒数	94	97	100	291
	学級数	3	3	3	9
華 川 中	生徒数	28	28	29	85
	学級数	1	1	1	3

●統合校

学 校 名		平成34年度 推計			
		1年	2年	3年	小計
磯 原 中 ・ 華 川 中	生徒数	122	125	129	376
	学級数	4	4	4	12

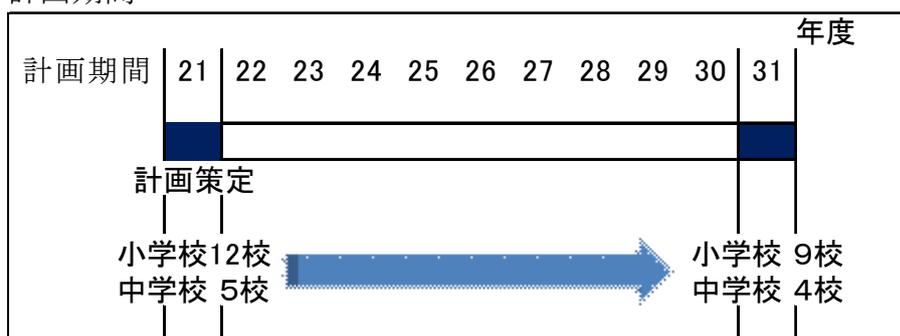
IV 小・中学校の再編に向けて

1 計画期間及び再編の時期

(1) 計画期間

再編の期間は、平成 22 年度から平成 31 年度の 10 年間を目安とすることが望ましいと考えられます。

●計画期間



(2) 再編の時期

児童生徒の望ましい教育環境の向上を図る観点から、学校の規模、施設の状況及び当該校の関係者の意見等を踏まえ、優先度の高い学校から順次、統合を進めるべきと考えます。

(3) 計画の見直しについて

計画の内容については、今後の児童生徒数の推移や義務教育に係る国や県などの動向変動に留意しながら計画期間中であっても必要な修正を行うことが必要です。

2 再編実施の流れ

北茨城市小・中学校再編計画策定に関する提言書

保護者等との意見交換会

○統合対象校の保護者等と教育委員会との意見交換会の開催

教育委員会における
計画の決定

北茨城市小・中学校再編計画

地区説明会

- 適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方
- 再編対象校、再編までのスケジュール、手続き等
- 学校統合協議会（仮称）の設置
- 各地区からの要望等の把握

保護者や地域住民の合意形成

統合に向けた準備

教育委員会における準備
条例・規則の改正
遠距離通学への対応
跡地利用準備

反

支

映

援

学校統合協議会（仮称）の設置
通学上の安全確保策の検討
校名、校歌、校章等の整理
PTA統合の準備 等

統合学校 開校

(1) 保護者等との意見交換会

提言書を踏まえ、統合対象校の保護者等との意見交換会を開催し、保護者等の意見を十分に踏まえ、再編計画を決定する必要があります。

(2) 地区説明会

再編計画決定後に、保護者及び地域の皆さんを対象に地区説明会を開催し、再編計画について説明を行うことが必要です。

また、学校は児童生徒の学習の場としての機能の他、地域の精神的支柱や災害時の避難場所としての側面も持つことから、再編の実施にあたっては保護者や地域の皆さんからの意見・要望を踏まえ、柔軟に対応することが望まれます。

(3) 保護者や地域住民との合意形成

学校の統合にあたっては、それぞれの学校の歴史や地域性を活かしながら新たな学校を創るという考えが重要であり、保護者や地域の皆さんの理解と協力は不可欠です。

このようなことから、保護者や地域の皆さんと十分に議論を行い、合意を得られた統合のパターンについて、学校の統合を進めることが望まれます。

(4) 学校統合協議会（仮称）の設置

統合パターンごとに、保護者、地域の代表及び学校関係者等から構成される学校統合協議会（仮称）を設置し、統合を円滑に進めるために必要な事項について協議を行う必要があります。

■学校統合協議会（仮称）で検討することが想定される事項

○通学路の安全確保

統合に伴う新しい通学路の確認

遠距離通学となる児童生徒への支援策の検討

○校名・校歌・校章等

それぞれの歴史や文化を踏まえた新校の校名・校歌・校章等の検討

○廃校後の学校施設や学校敷地の活用策

地域の活性化に資する学校跡地の活用策の検討

○P T A統合

3 学校再編の実施にあたり考慮すべき事項

(1) 教育の基本的な方針

統合校の新設にあたっては、統合の対象となる学校で行われてきた優れた教育活動や伝統を継承し、児童生徒の生きる力をはぐくむ教育課程の編成、教育方法、学校運営等、教育の基本的な方針を打ち出す必要があります。

(2) 児童生徒の不安解消

児童生徒の統合に対する不安を最小限に止めるため、統合までの期間中は、対象校同士で連携を図り、児童生徒間の交流機会の充実を図るとともに、統合後はきめ細かな指導に努めることが重要です。

また、通学区域の広域化に伴い通学の負担が大きくなる場合は、スクールバスの運行などを通じて通学手段の確保に努めるべきです。

(3) 安全・安心な学校施設

児童生徒が1日の大半を過ごす生活の場であるとともに、地域の中心的な施設である学校施設は、安全に安心して利用できることが求められます。

学校の再編を進めるにあたっては、耐震化にも十分に配慮しながら、学校施設の整備を進めることが必要です。

(4) 学校跡地の有効活用

統廃合に伴い地域の精神的支柱であった学校跡地の利用方策については、施設の状況や地域の意見を参考にしながら、学校に代わる新たな地域活性化のための施設として活用することを検討すべきです。

(5) 小中一貫教育の展望について

近年、公立校に増えつつある小中一貫教育については、小学校と中学校それぞれの連携・接続を改善することにより、一定の規模を確保し、教育効果を高めることが期待されており、今後、本市においても望ましい小・中学校間の連携・接続のあり方を研究することが必要です。

小・中学校の再編を進めるにあたっては、小学校と中学校の連携・接続を円滑にするため、出来る限り同じ小学校から複数の中学校へ分散して進学することにならないように通学区域を設定するとともに、望ましい小・中学校間の連携・接続のあり方の研究成果を十分に反映させることを検討すべきです。

(6) 学校・家庭・地域の連携

子どもの教育環境をよりよいものにしていくためには、保護者や地域が参画し、共に学校を支える関係の構築が重要ですので、再編後の学校が保護者や地域と共同して新しい学校と地域コミュニティづくりに取り組めるような環境を創出することが望まれます。

(7) 通学区域について

統合後も、就学すべき学校を住所地により指定する通学区域制度を堅持する前提に立ちつつ、地理的理由などのやむを得ない場合には、他の学校への就学を認めることを考慮すべきです。